

## ○国立大学法人琉球大学における換金性の高い物品の取扱い

(平成27年3月18日制定)

改正 平成30年2月14日

## (目的)

第1条 この取扱いは、国立大学法人琉球大学固定資産管理要領（以下「要領」という。）第3条第1項に定義される固定資産以外の物品のうち、耐久性があり、かつ換金性の高い物品について、取得、保管、供用、処分等（以下「管理」という。）に関し、研究費不正防止の観点から必要な事項を定めることにより、適切な管理を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この取扱いにおける用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「耐久消耗品」とは、取得価額が10万円未満のパソコン、タブレット端末、カメラ、テレビ、録画機器をいう。
- (2) 「管理責任者」とは、国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「規程」という。）第3条に規定する固定資産管理責任者をいう。
- (3) 「使用責任者」とは、規程第72条に規定する使用責任者をいう。

## (管理責任者等の義務)

第3条 管理責任者及び使用責任者は、要領第16条第1項の規定に準じ、耐久消耗品の管理を適切に行うものとする。

2 耐久消耗品を使用する者は、使用責任者の管理監督のもとに、善良な管理者の注意をもって、使用しなければならない。

## (亡失又は損傷)

第4条 管理責任者及び使用責任者は、要領第17条第1項の規定に準じ、この取扱いに違反して耐久消耗品の管理行為をしたこと又は管理行為をしなかったことにより、耐久消耗品を亡失し又は損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

2 耐久消耗品を使用する者は、要領第17条第2項の規定に準じ、故意又は重大な過失によりその使用に係る耐久消耗品を亡失し又は損傷し、その他本法人に損害を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。

## (管理)

第5条 耐久消耗品の管理については、要領第8条から第15条並びに第19条の規定を準用する。

2 耐久消耗品を学外者に貸与する場合にあつては、国立大学法人琉球大学備品資産貸与要領を準用する。

## (改廃)

第6条 この取扱いの改廃は、財務担当理事が行う。

## 附 則

この取扱いは、平成27年3月18日から施行する。

## 附 則(平成30年2月14日)

この取扱いは、平成30年3月1日から施行する。